

平成29年4月より子育て支援の観点から、町独自の保育料軽減を行い、保育料の基準表の改定を行いました。変更内容は、標準時間認定こども(最大11時間)は全体的に5~8%、短時間認定こども(最大8時間)は標準時間認定こどもから更に5~8%引き下げ、保護者の負担軽減を図りました。  
 なお、国の施策により、低所得のひとり親世帯等に対し、今後、さらなる軽減がされる予定です。

問い合わせ先 町民課こども係 (32)3114

### 保育料月額徴収基準表(1号認定)

階層区分	定 義		徴収額
第1	生活保護世帯		円 0
第2	1	住民税非課税世帯及び 住民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等 0
	2		ひとり親世帯等以外 (1,300) 2,700
第3	1	所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等 ( 0) 6,700
	2		ひとり親世帯等以外 (7,200) 14,500
第4	所得割課税額 211,200円以下		(9,200) 18,500
第5	所得割課税額 211,201円以上		(11,600) 23,200

備 考

( )は第2子の場合

- ① 第4階層以上に該当する世帯は、小学校3年生以下の生計を一にする入学・入園している子どもの人数により保育料を算定する。
- ② 第3階層以下に該当する世帯は、小学校3年生以下の子どもにかかわらず、生計を一にする子どもの人数により保育料を算定する。
- ③ 生計を一にする子どもが3人以上いる世帯における、3人目以降の児童の保育料については、月額6,000円を上限に減額する。

### <保育標準時間>

勤務証明書に記載された通勤時間を含めた勤務時間の範囲内(最大11時間)の保育が可能。11時間を超えて保育園を利用の場合には、延長保育料がかかる世帯。

なお、土曜日は開所時間が18時までのため、延長保育料は発生しない。

区分	実施時間	料金
午後	月曜日~金曜日	18:30~19:00 70円

### <保育短時間>

通常保育時間(8時から16時)を超えてお預かりする場合は、延長保育料がかかる世帯。

区分	実施時間	料金	
午前	月曜日~土曜日	7:30~ 8:00 70円	
午後	月曜日~金曜日	16:00~16:30	70円
		16:30~17:00	70円
		17:00~17:30	70円
		18:00~18:30	70円
		18:30~19:00	70円
	土曜日	16:00~16:30	70円
		16:30~17:00	70円
		17:00~17:30	70円
	17:30~18:00	70円	

# 平成29年度から 保育料が変わります

## 4月以降の保育料

保育料月額徴収基準表(2号・3号認定)

階層区分		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義		保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児 の 場 合	3歳以上児 の 場 合	3歳未満児 の 場 合	3歳以上児 の 場 合
第 1		生活保護世帯		円 0	円 0	円 0	円 0
第2	1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
	2		ひとり親世帯等以外の世帯	(2,800) 5,700	(2,300) 4,700	(2,700) 5,400	(2,200) 4,400
第3	1	市町村民税 均等割課税世帯	ひとり親世帯等	( ) 5,200	( ) 4,200	( ) 4,900	( ) 4,000
			ひとり親世帯等以外	(5,700) 11,400	(4,700) 9,500	(5,400) 10,800	(4,500) 9,000
	3	48,600円未満	ひとり親世帯等	( ) 7,500	( ) 6,100	( ) 7,100	( ) 5,800
	4		ひとり親世帯等以外	(8,050) 16,100	(6,600) 13,300	(7,600) 15,200	(6,300) 12,600
第4	1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	( ) 9,000	( ) 7,600	( ) 8,500	( ) 7,200
			ひとり親世帯等以外	(9,000) 18,000	(7,600) 15,200	(8,500) 17,100	(7,200) 14,400
	3	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	( ) 10,900	( ) 9,000	( ) 10,300	( ) 8,500
			ひとり親世帯等以外	(10,500) 21,100	(8,700) 17,400	(9,700) 19,400	(8,000) 16,000
	5	77,101円以上 97,000円未満	(13,800) 27,600	(11,000) 22,000	(12,600) 25,300	(10,100) 20,200	
第5	1	97,000円以上 109,000円未満	ひとり親世帯等	(16,100) 32,200	(11,500) 23,000	(14,800) 29,600	(10,500) 21,100
			ひとり親世帯等以外	(17,400) 34,900	(11,900) 23,900	(16,000) 32,100	(10,900) 21,900
			ひとり親世帯等	(19,750) 39,500	(12,400) 24,800	(18,100) 36,300	(11,400) 22,800
第6	1	169,000円以上 217,000円未満	ひとり親世帯等	(22,000) 44,100	(12,800) 25,700	(20,200) 40,500	(11,800) 23,600
			ひとり親世帯等以外	(24,300) 48,700	(13,300) 26,600	(22,400) 44,800	(12,200) 24,400
第 7		301,000円以上 397,000円未満	(25,300) 50,600	(13,800) 27,600	(23,200) 46,500	(12,600) 25,300	
第 8		397,000円以上	(25,700) 51,500	(14,200) 28,500	(23,600) 47,300	(13,100) 26,200	

備 考

- ( )は第2子の場合
- ① 第4～4階層以上に該当する世帯は、生計を一にする同時入園の子ども的人数に応じ、保育料を算定する。
  - ② ひとり親世帯等および第4～2階層以下に該当するひとり親世帯等以外の世帯は、同時入園にかかわらず、生計を一にする子ども的人数に応じ、保育料を算定をする。
  - ③ ②に当てはまらない、生計を一にする3人以上の子どもがいる世帯における3人目以降の児童の保育料について、月額6,000円を上限に減額する。